

亀山市告示第94号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第2項及び亀山市会計規則（平成17年亀山市規則第34号）第20条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月1日

亀山市長 櫻井義之

第1

1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地

Pay Pay株式会社

東京都千代田区紀尾井町1番3号

2 指定納付受託者の指定をした日

令和8年4月1日

3 指定納付受託者に納付させる歳入

亀山市がコンビニエンスストア等を利用して収納する介護保険料

4 指定納付受託者に歳入を納付させる期間

令和8年4月1日から令和8年7月31日まで

第2

1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地

イオンフィナンシャルサービス株式会社

東京都千代田区神田錦町一丁目1番地

2 指定納付受託者の指定をした日

令和8年4月1日

3 指定納付受託者に納付させる歳入

亀山市がコンビニエンスストア等を利用して収納する介護保険料

4 指定納付受託者に歳入を納付させる期間

令和8年4月1日から令和8年7月31日まで